

令和5年度 大津市職員の退職管理に関する条例に基づく再就職状況

大津市では、地方公務員法に基づき、平成28年4月1日から「大津市職員の退職管理に関する条例」を施行し、適正な退職管理に取り組んでいます。
条例では、管理・監督の地位（課長級以上）の経験がある元職員は、離職後2年間に民間企業、公益的法人に再就職した場合は、再就職先の名称や地位等を届け出ることとしています。
令和6年5月31日までに届出を受けた再就職の状況は次のとおりです。

No.	氏名	退職時の職名	退職	再就職先の名称	再就職先での役職	再就職	備考
			年月日			年月日	
1	他谷 秀樹	産業観光部次長	R5. 3. 31	大津商工会議所	理事・事務局長	R5. 4. 1	